

千葉県立佐倉南高等学校
南陵会

同窓生の集い 2020

南陵会総会次第

- 1 開会のことば
- 2 会長挨拶
- 3 名誉会長挨拶
- 4 出席者紹介
- 5 議長選出
- 6 議事
 - (1) 役員改選
 - (2) 令和元年度事業報告
 - (3) 令和元年度決算報告
 - (4) 令和元年度会計監査報告
質疑応答・承認
 - (5) 令和2年度活動方針(案)
 - (6) 令和2年度事業計画(案)
本年度事業計画説明
 - (7) 令和2年度予算(案)
質疑応答・議決
 - (8) その他役員会の提出したい議案

質疑応答・議決
- 7 議長解任
- 8 その他
 - (1) 新役員挨拶
 - (2) 情報交換
 - (3) 名誉会長総括
- 9 閉会のことば

令和元年度事業報告

月 日	曜日	事業内容	備考
4月9日	火	第37回入学式	
5月25日	土	保護者会総会	
6月1日	土	令和元年度会計監査	戸内監査、岡本監査出席
6月15日	土	第1回定例役員会 同窓生の集い2019	成田U-シティホテル 事業報告/決算、事業計画/予算案等
7月11日	木	夏の甲子園大会県予選	オリジナル団扇配布
9月14日	土	第35回南櫻祭一般公開日	駄菓子店出店(6回目) オリジナル団扇配布、梨シェイク販売
12月14日	土	第2回定例役員会	
3月6日	金	南陵会入会式 新役員顔合わせ	卒業記念品(卒業証書ホルダー)
3月7日	土	第35回卒業式	

令和2年度 南陵会活動方針(案)

1 活動目標

会員相互の親睦を図り、母校発展に寄与する

2 活動重点

- (1) 学年同窓会開催の推進
同窓生同士の絆をつくる又は深める、活動の基盤づくり
- (2) 母校及び保護者会との連携
機会あるごとに意見交換を実施
- (3) 適正な予算執行
予算執行の在り方

令和2年度事業計画(案)

月 日	曜日	事業内容	備考
4月7日	火	第38回入学式	
5月14日	木	保護者会総会	(書面による総会)
6月1日	月	令和元年度会計監査	戸内監査、岡本監査(書面監査)
6月		第1回定例役員会 同窓生の集い(中止)	事業報告/決算、事業計画/予算案等 (書面による総会)
7月中		夏の甲子園大会県予選	オリジナル団扇配布 (中止)
9月12日	土	第36回南櫻祭延期 一般公開日見送り	駄菓子店出店→今年度見送り
12月12日	土	第2回定例役員会	
1月頃		第34期生成人記念同期会	日時・場所等詳細は今後検討
3月8日	月	同窓会入会式 新役員顔合せ	卒業記念品(卒業証書ホルダー)
3月9日	火	第36回卒業式	新井会長 来賓出席
3月21日	土	第3回定例役員会	新年度事業計画、予算案検討

令和元年度 同窓会 収支決算報告書

1. 収入総額	1,252,987 円
2. 支出総額	590,043 円
3. 差 額	662,944 円 (次年度へ繰越)

(1) 収入の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	比 較 増 減	備 考
1 会 費	570,000	561,000	△ 9,000	(卒業生187人*3,000)
2 繰越金	631,203	631,203	0	
3 雑収入	20,000	60,784	40,784	文化祭売上(60,780),預金利息(4)
合 計	1,221,203	1,252,987	31,784	

(2) 支出の部

(単位:円)

科 目	予 算 額	決 算 額	予 算 残 額	備 考
1 会議費	50,000	0	50,000	
2 事業費	300,000	178,158	121,842	卒業証書ホルダー(72,090) 文化祭出店経費(45,288) 文化祭売上金生徒会補助(60,780)
3 事務費	120,000	75,886	44,114	携帯電話代(11月分まで,以後解約)
4 渉外・慶弔費	30,000	0	30,000	
5 積立金	150,000	150,000	0	積立金会計へ振替
6 学校支援金	250,000	185,999	64,001	生徒会補助(50,000) 進路ガイダンス講師用昼食代(5,119) 学校説明会参加者への飲料提供(40,000) 環境整備品(テーブル・カーテン)購入(90,880)
7 予備費	321,203	0	321,203	
合 計	1,221,203	590,043	631,160	

上記の決算について、会計諸帳簿・証拠書類を監査した結果、正確に処理され適正であることを認めます。

令和2年 6月 1日

監査 戸内 一枝

監査 岡本 義昭

令和元年度 同窓会 積立金決算報告書

1. 収入総額 4,866,395 円
2. 支出総額 0 円
3. 差引現在高 4,866,395 円(次年度へ繰越)

(1) 収入の部 (単位:円)

項 目	決 算 額	備 考
1 繰 越 金	4,715,924	前年度繰越金
2 積 立 金	150,000	同窓会会計から振替
3 雑 収 入	471	預金利息
合 計	4,866,395	

(2) 支出の部 (単位:円)

科 目	決 算 額	備 考
—	0	
合 計	0	

上記の決算について、会計諸帳簿・証拠書類を監査した結果、正確に処理され適正であることを認めます。

令和2年 6月 1日

監査 戸内 一枝

監査 岡本 義昭

令和2年度 同窓会 予算書（案）

1. 収入総額 1,205,949円
 2. 支出総額 1,205,949円

(1) 収入の部 (単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	比較増減	備 考
1 会 費	543,000	570,000	△ 27,000	卒業生 181人見込
2 繰越金	662,944	631,203	31,741	
3 雑収入	5	20,000	△ 19,995	預金利息等
合 計	1,205,949	1,221,203	△ 15,254	

(2) 支出の部 (単位:円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	比較増減	備 考
1 会議費	50,000	50,000	0	総会経費 役員会会議費
2 事業費	300,000	300,000	0	卒業証書ホルダー 同期会補助 他
3 事務費	100,000	120,000	△ 20,000	通信費、消耗品費
4 渉外・慶弔費	30,000	30,000	0	慶弔費等
5 積立金	150,000	150,000	0	記念事業等積立金
6 学校支援金	250,000	250,000	0	生徒会補助(50,000)含む
7 予備費	325,949	321,203	4,746	
合 計	1,205,949	1,221,203	△ 15,254	

令和2年度 同窓会 積立金予算書（案）

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
1 繰越金	4,866,395	前年度積立金繰越金
2 積立金	150,000	記念事業等
3 雑収入	300	預金利息
4 支 出	0	
合 計	5,016,695	

令和元年度南陵会執行部役員 R元.6.15

	役職名	氏名	期組等
1	名誉会長	篠木 賢正	校長
2	会長・常任幹事	新井 達哉	02G
3	副会長	山本 武広	06C
4	副会長・常任幹事	清水 宗晴	18C
5	会計・常任幹事	中村 侑己	33D
6	会計・常任幹事	横山 景之	33D
7	会計・常任幹事	杉田 有紀	34B
8	執行部役員 会計・常任幹事	小久保夕梨	34B
9	監査	岡本 義昭	06F
10	監査・常任幹事	戸内 一枝	19E
11	顧問	大野 由博	01D
12	顧問	田口 英彦	教頭
13	顧問	郡司 利久	事務長
14	事務局長	越川 恵子	総務部長
15	事務局員	熊田 結衣	総務部

※会則第7条(役員任期)2年ごとの役員改選に伴い、第6条(役員選出)第2項 会長・副会長・監査を役員会で推薦し、総会の承認を求める。

令和2年度南陵会執行部役員(案) R2.6.

	役職名	氏名	期組等
1	名誉会長	金田 一幸	校長
2	会長・常任幹事	新井 達哉	02G
3	副会長	山本 武広	06C
4	副会長・常任幹事	清水 宗晴	18C
5	会計・常任幹事	杉田 有紀	34B
6	会計・常任幹事	小久保夕梨	34B
7	会計・常任幹事	野寄愛望	35A
8	執行部役員 会計・常任幹事	佐藤航希	35D
9	監査	岡本 義昭	06F
10	監査・常任幹事	戸内 一枝	19E
11	顧問	大野 由博	01D
12	顧問	田口 英彦	教頭
13	顧問	郡司 利久	事務長
14	事務局長	越川 恵子	総務部長
15	事務局員	清野孝一	総務部

※会則第7条(役員の任期)2年ごとの役員改選に伴い、第6条(役員の選出)第2項 会長・副会長・監査を役員会で推薦し、総会の承認を求める。

南陵会 会則

千葉県立佐倉南高等学校

第 1 章 総 則

(名称・目的)

第 1 条 本会は千葉県立佐倉南高等学校南陵会と称し、事務局を本校に置く。

第 2 条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は目的達成のため次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦を図る学年同窓会等の行事の開催
2. 会員名簿の作成、更新
3. ホームページの運営管理
4. 母校の教育振興に協力する事業
3. その他会の目的達成に必要な事業

(会員)

第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正会員 本校の卒業生
2. 特別会員 本校の現職員及び旧職員

第 2 章 役 員

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く(常任幹事及び幹事を除く役員を執行部役員とする)。

名誉会長 1名、会長 1名、副会長 若干名、事務局長 1名

常任幹事 各卒業期から 2名ずつ(生徒会役員経験者とする)、幹事 各卒業期クラスから 2名ずつ、

会計 若干名、監査 2名、顧問 若干名

(役員を選出)

第 6 条 役員を選出は次の方法による。

1. 名誉会長は本校校長を推戴する。
2. 会長、副会長及び監査は正会員のなかから役員会が推薦し、総会の承認を求める。
3. 事務局長、幹事及び会計は会員のなかから会長が委嘱する。
4. 常任幹事は幹事の互選による。
5. 顧問は校長の推薦による現職員及び会長経験者とする。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は 2 年とし再選を妨げない。

(役員任務)

第 8 条 役員任務は次のとおりとする。

1. 名誉会長は本会の会務及び評議に参与する。
2. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
3. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
4. 事務局長は会長の指示に基づき、事務局の全般を統括する。
5. 常任幹事は会長の命をうけて、本会庶務の処理にあたる。
6. 幹事は役員会に出席し、本会の会務にあたりるとともに、常任幹事に協力し、会員との連絡親睦にあたる。
7. 会計は会計事務を行う。
8. 監査は本会会計を監査する。
9. 顧問は本会運営に関する諮問に応ずる。

第 3 章 会 議

(会議の種類)

第 9 条 本会の会議は総会及び役員会とする。

(会議の議決)

第 10 条 会議の議決は出席者の過半数の賛成により成立する。賛否同数の場合は議長が決定する。

(総会)

第11条 総会は毎年1回6月第3土曜日に開催する。ただし、必要ある場合は臨時に開くことができる。

2. 総会は次の事項を議事とする。

1. 会則の変更
2. 会長、副会長、監査の承認
3. 事業計画及び予算
4. 事業報告及び決算
5. その他役員会の提出したい議案

(役員会)

第12条 役員会は必要により会長がこれを招集し、臨時総会を開くことが困難な場合、緊急必要事項を審議し、決定することができる。

第4章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。

会費は、3,000円を入会時に納入し、終身会費とする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

第5章 雑則

(委任)

第15条 この会則に定めるものの他、この会則の施行に関し、必要な事項は会長が定める。

附 則

1. 会員は住所・氏名等に変更が生じたときは、事務局に通知しなければならない。
2. 事務局は、会員名簿の管理及びホームページの掲載情報の作成事務等庶務全般を行う。
3. この会則施行に関し、必要に応じて細則を設けることができる。
4. この会則は、昭和61年3月7日より施行する。
5. 平成17年10月1日一部改正し、平成17年4月1日から適用する。
6. 平成23年9月10日一部改正し、同日から適用する。
7. 平成24年9月15日一部改正し、同日から適用する。
8. 平成25年6月15日一部改正し、同日から適用する。

南陵会慶弔等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は附則第3項により、学校関係者の慶弔等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(慶弔の基準)

第2条 慶弔の基準は別表1のとおりとする。

(経費)

第3条 これに必要な経費は、南陵会会費をもってあてることとする。

附 則

1. この規程は、昭和63年4月1日から施行する。
2. 平成13年9月30日一部改正し、平成14年4月1日から適用する。
3. 平成18年9月30日一部改正し、平成19年4月1日から適用する。
4. 平成24年9月15日一部改正し、同日から適用する。
5. この規程に準拠できない場合は、別に協議し決定することができる。

別 表 1

	役員、職員
弔 慰	10,000円

学年同窓会開催に関する規程

(目的)

第1条 この規程は附則第3項により、正会員の学年単位の同窓会（以下同期会という。）開催に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(同期会の種類)

第2条 この規程にいう同期会は次のとおりとする。

- (1) 成人記念同期会（正会員が成人式を迎えるにあたり開催する同窓会）
- (2) 卒業10周年記念同期会（正会員が卒業して10周年を迎え開催する同窓会）
- (3) 上記以外の同期会（正会員が卒業して10年を越えて開催する同窓会）

(同期会の開催)

第3条 同期会開催を通じて、会員相互の親睦を図ることにより、以後の南陵会活動が活性化することを見据え、また、既存の会員名簿を更新する機会とし、その目的を達成するため、南陵会活動の一事業として南陵会予算から一定の限度額内で補助金を支出し、毎年継続して開催するものとする。

(開催計画)

第4条 同期会開催にあたり、各期の常任幹事及び幹事は会の発起人となり、同期会開催に向け協力体制を構築する。

(開催場所)

第5条 開催場所は、公序良俗に反しない店舗等を利用する。

(補助金支出の基準)

第6条 同期会開催に対する補助金支出の基準は、別表のとおりとする。

(補助金の請求権者)

第7条 同期会発起人となる各期の常任幹事又は幹事とする。

(補助金の請求方法等)

第8条 補助金請求にあたっての手続きは、次のとおりとする。
指定された期日までに所定の様式を使用し、事務局へ提出する。

(1) 事前届出

開催2ヶ月前までに、同期会開催事前届出（補助金請求）書（様式第1号）に記載された確認事項を了承した上、同様式に従い必要事項を記入し、提出する。

(2) 結果報告

開催後1ヶ月以内に、同期会開催結果報告書（様式第2号）を作成し、第三者名義による領収書、参加者名簿（様式第3号）、全体の集合写真（データ）とともに提出する。

(3) 補助金の交付

各種書類の提出をもって事務局から補助金の交付を受ける。

(4) 幹事代行業者の利用

幹事代行業者を利用して開催する場合の補助金の受領については、別途事務局と調整することとする。

(経費)

第9条 これに必要な経費は、南陵会会費をもってあてることとする。

(支出に該当しない場合)

第10条 南陵会予算から補助金が支出できない場合は、次のとおりとする。

- (1) 補助金の請求権者以外の者からの届出（請求）及び結果報告
- (2) 各種提出書類の内容に不備がある場合

附 則

- 1 この規程は、平成23年9月10日から施行する。
- 2 この規程に準拠できない場合は、別に協議し決定することができる。

別 記

様式第1号（第8条第1項第1号関係）

様式第2号（第8条第1項第2号関係）

様式第3号（第8条第1項第2号関係）

別表

卒業期	5クラス	6クラス	7クラス	8クラス	9クラス	10クラス
補助金	25,000円	30,000円	35,000円	40,000円	45,000円	50,000円

注：原則として同期会開催1回に限り、南陵会会費から補助金を支出する。

注：同期会開催に対して1クラス換算5,000円とし、卒業期のクラス数に応じた額を補助する。

注：補助金は、同期会を開催するにあたりその運営を補助するために使用することとする（施設利用費、通信費等）。

南陵会に関する事務委任規程

(目的)

第1条 この規程は、南陵会に関する事務委任について、千葉県立佐倉南高等学校南陵会会則（以下「会則」という。）附則第3項に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役職等 会則第5条に基づく役員とする。
- (2) 規程 会則第15条及び附則第3項に基づいて規定された規定及び細則等とする。
- (3) 支出負担行為 契約や支払等、会の支出を決定する一連の事務処理とする。
- (4) 出費伺い 前号における処理において、会として意志決定を諮る文書とする。
- (5) 支出決議書 第2号及び第3号の処理後、支出を実行するための事務処理文書とする。

(委任)

第3条 会長は、次に掲げる事務を名誉会長である校長に委任する。

- (1) 会則、会則に基づく規程その他特に重要なものを除く文書の決裁に関すること。
- (2) 南陵会会費その他収入に関すること。
- (3) 支出負担行為及び支出に関すること。
- (4) 収支に関すること。

(文書の決裁)

第4条 第3条第1号における文書の決裁については、本校の現職員が作成した文書とする。

(収入)

第5条 第3条第2号における収入については、会則第13条に定める会費及びその他収入に関する事務とし、収入決議書（別記第1号様式）を本校現職員が作成するものとする。

(支出負担行為及び支出命令)

第6条 第3条第3号における支出負担行為及び支出については、総会にて決定した事業計画等により、支出を行う事務とし、出費伺い及び支出決議書（別記第2号様式）を本校の現職員が作成するものとする。

(収支)

第7条 第3条第4号における収支に関する事項については、収入決議書や出費伺い及び支出決議書を基にして作成された収入収支報告資料とする。

附 則

1. この規程は、平成28年4月1日から施行する。